相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県富士吉田市上吉田九九四番地二、最後の住所山梨県富士吉田市松山五丁目四番一八号　被相続人　亡　古屋今朝光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

山梨県甲府市中央一丁目一番一八号柳町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　深澤　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市野溝木工二丁目一二一六番地二、最後の住所長野県松本市野溝木工二丁目八番一八号　被相続人　亡　小岩井定子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

長野県松本市高宮中八番一五号スカイコーポ高宮三〇一

相続財産管理人　川上　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市花田町字城海津五五番地七、最後の住所愛知県豊橋市花田町字城海津五五番地の七　被相続人　亡　遠藤　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

愛知県豊橋市白河町六一

相続財産管理人　岡本　徳広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市楽音寺三丁目五四番地、最後の住所大阪府八尾市柏村町三丁目五〇番地　被相続人　亡　小西與士雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル三階

相続財産管理人弁護士　井上　賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住之江区御崎一丁目四三五番地、最後の住所大阪府堺市西区浜寺石津町東二丁一番二六号　被相続人　亡　木下　科子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

大阪市中央区今橋二丁目二番二号南都銀行大阪北浜ビル五階

相続財産管理人　弁護士　市川　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市秋月五一番地、最後の住所和歌山市有本二六一番地の一〇　被相続人　亡　坂井　陽次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

和歌山市美園町五丁目一番地の二新橘ビル六階

相続財産管理人　弁護士　丸山　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海草郡紀美野町田一一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　公子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

和歌山県和歌山市杉ノ馬場一丁目一一番地

相続財産管理人　司法書士　北野　倫男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県雲南市三刀屋町多久和一七二四番地、最後の住所島根県雲南市三刀屋町古城一九八番地三　被相続人　亡　板持　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

島根県松江市南田町二三番地

相続財産管理人　長野　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県坂出市八幡町三丁目二三四五番地、最後の住所香川県綾歌郡宇多津町二五一一番地一　前川荘二三　被相続人　亡　大川　昌一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

香川県高松市内町一番六号　井元ビル四階

相続財産管理人　弁護士　西紋　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命二二七番地、最後の住所北九州市門司区大字畑一八〇八番地五（日赤豊寿園）　被相続人　亡　林田　郁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

北九州市小倉北区日明二丁目四番一号

相続財産管理人　岡村麻衣子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島市山田町三六九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上川　逸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

鹿児島市東坂元四丁目三九番一号、事務所鹿児島市真砂本町二七番五号前田ビル一階

相続財産管理人　竹之下真哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県出水郡長島町平尾二八八〇番地、最後の住所鹿児島県出水郡長島町鷹巣六八番地　被相続人　亡　岡﨑トヨノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十九日

事務所鹿児島県出水市緑町二四番地二チッダヴェルデ一〇二号

相続財産管理人　司法書士　栫　智和

第58期決算公告

平成24年9月21日　東京都板橋区成増一丁目30番13号

山印醸造株式会社

代表取締役　柳澤　英治

貸借対照表の要旨　（平成24年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,730,689	流動負債	1,564,010
固定資産	1,126,599	固定負債	702,948
繰延資産	2,604	株主資本	593,982
		資本金	180,000
		利益剰余金	417,795
		利益準備金	37,060
		その他利益剰余金	380,735
		（うち当期純利益）	(44,069)
		自己株式	△3,813
		評価・換算差額等	△1,048
		その他有価証券評価差額金	△1,048
資産合計	2,859,892	負債・純資産合計	2,859,892